

第二管区海上保安本部公示第1号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月10日

第二管区海上保安本部長

長井 総和（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

第二管区海上保安本部

宮城県塩釜市貞山通3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

イ 区域 石巻湾（付図に示すとおり）

ロ 期間 令和7年2月19日から

令和7年3月8日までの18日間

3 水路測量の実施方法

GNSS測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

イ 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲載する。

ロ 二管区水路通報により周知する。

141° 10'0"E

141° 20'0"E

141° 30'0"E

38° 20'0"N

38° 20'0"N

38° 10'0"N

38° 10'0"N

141° 10'0"E

141° 20'0"E

141° 30'0"E

0 5 10 15 20 キロメートル

